

鳥取県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第65号

鳥取県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県道路占用料徴収条例（昭和28年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表とし、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後							改正前								
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）								
区分	単位	占用料				市の区 域	町村の 区域	区分	単位	占用料				市の区 域	町村の 区域
		金額								金額					
		非課税とされ る占用		非課税とされ る占用以外の 占用						非課税とされ る占用		非課税とされ る占用以外の 占用			
略							略								
政令 第7 条第 6号 に掲 げる 施設	上空、 トンネ ルの上 又は高 架の道 路の路 面下に 設ける もの その他 のもの	占 用 面 積 1平 方メ ートル につき 1年	Aに 0.014 を乗じ て得た 額	Aに 0.018 を乗じ て得た 額	Aに 0.0147 を乗じ て得た 額	Aに 0.0189 を乗じ て得た 額	略	略	占 用 面 積 1平 方メ ートル につき 1年	略	略	略	略		
政令 第7 条第 7号 に掲 げる 施設	略	略	Aに0.025を乗 じて得た額		Aに0.02625を 乗じて得た額		略								

政令 第7 条第 9号 に掲 げる 応急 仮設 建築 物	政令第7条 第10号に掲 げる器具		備考 略
政令 第7 条第 8号 に掲 げる 応急 仮設 建築 物	政令第7条 第9号に掲 げる器具	占 用 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 年	占 用 面 積 1 平 方 メ ー ト ル に つ き 1 年
		備考 略	

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。